

6-2
153

日高 3/

教育学部基律 (案)

26.4.7

教育職員の養成を主たる目的とする教育学部は教職に関する専門課程と教科に関する専門課程の一部とを有する学部であつて、教育に関する学理及びその應用を研究教授するとともに専門の学芸を修得して全人的陶冶による明知と良識を有し、教育的熱意と実践力のある教育職員を養成するところである。したがつて将来初等及び中等教育等に従事しわが国文化の進展に寄與しようとする者はひとり教育学部の学生ばかりでなくその大学の他学部の学生であつてもすべてこの学部においてその専門職となるような教育を受けなければならない。

更にこの学部は所在の地域における教育のための重要な機関として教育の諸事象についての研究調査と現職教育その他の活動により教育の刷新と向上のために不断の推進力とならなければならない。

1. 目的

教育学部は教育に関する学理及びその應用を研究教授し、他の学部の協力を得て、所在都道府縣における義務教育担当の教育職員を養成することを主たる目的とする。

2. 組織

(1) 教育学部には小学校及び中学校の教育職員の計画的な養成課程をおき、幼稚園及び高等学校の教育職員の養成課程を置くことができる。小学校、中学校及び幼稚園の教育職員養成には、四年と二年の課程を置く。

日高 3/

(2) 教育学部には教職に関する専門科目(小学校教員養成の場合における教材研究を含む)及び美術(工作書道を含む)、音楽家庭保健、体育職業(職業指導を含む)に関する一般教育科目及び専門科目を置き、その他の教科に関する専門科目及び一般教育科目は文理学部及びその他の学部において用意すべきである。

但し大学の事情によつては一般教育科目中の教育学心理学並びに当分の前二年課程の一般教育科目及び教科に関する専門科目の一部又は全部を教育学部において行うことができる。(別表1)

(3) 教育学部には教育研究及び教育実習のために必要な各種の附属学校を置き、なお必要があれば公私立の学校を代用附属学校又は協力学校とすることができる。

3. 学科課程

(1) 学科課程は教育職員免許法の定めるところをも勘案し、有能な教育職員の養成を目的として編成しなければならない。(別表2)

(2) 他の学部の協力を得るについては、関係学部との間に学科課程に関する協議機関を設けるべきである。

(3) 教育職員の理職教育に関する計画及び実施は、教育学部が関係学部と協議して定める。

4. 教員

(1) 教員は、^(但) 職の項の(2)の定めるところに従い、夫々の学部に所属せしめる。

(2)教育職員養成のために設けられた全校の主事は原則として教育学部の教員の中から任用する。

(3)教職課程の学科目及び教員組織は教育学部以外の学生で教職課程の履修を希望するもの、教を勘案して定める。

5. 学生補導

(1)教育学部の学生補導は教育学部がこれに当ることは勿論であるがその生活の場が大半他の学部(特に文理学部)にある実情に照らし、その補導については関係学部の積極的な協力を得なければならぬ。

(2)他の学部の学生で教職課程の履修を希望するもの、免許状の取得については主として教育学部が補導の任に当たる。

6. 施設

(1)本基準を実施するについては教育学部と文理学部はでき得る限り近接せしめこれに総合的な施設を整備しなければならない。

(2)当分の間は現在の施設を使用することは止むを得ないが将来施設の整備を行う場合は教育学部と文理学部が夫々の目的にそつうようにしなければならない。

(3)教育学部の教授と研究のために特に必要な場合は他の学部にある教科に関する専攻科目の施設についても充実さなければならない。

備考(1)教育学部と他の学部と近接していない場合には特別の事情があるときの外は教員が本向いて教授することを原則とする。

(2)教育学部において教育職員養成のために及くことのできない種類の講義は関係学部において準備さなければならない。

別表 /

教 職 に 関 する 専 門 科 目	教 科 に 関 する 専 門 科 目
<p>1. 教育学関係</p> <p>(1) 教育学概論 (*)</p> <p>(2) 教育原理 (△)、教育課程 (△)</p> <p>(3) 教育指導</p> <p>(4) 教育哲学、教育史</p> <p>(5) 教育社会学</p> <p>(6) 教育調査</p> <p>(7) 特殊教育学</p> <p>2. 心理学関係</p> <p>(1) 心理学概論 (*)</p> <p>(2) 教育心理学、学習心理学</p> <p>(3) 児童心理学、青年心理学</p> <p>(4) 教育測定、教育評價</p> <p>(5) 教育統計学</p> <p>(6) 特殊心理学</p> <p>(7) 職業指導</p> <p>3. 教育管理学関係</p> <p>(1) 教育管理学 (△)</p> <p>(2) 教育行政学(教育法規を含む)、教育財政学</p> <p>(3) 学校衛生、学校建築</p>	<p>1. 美術科関係</p> <p>(1) 美学、美術史</p> <p>(2) 絵画理論、絵画実技(東洋画、西洋画)</p> <p>(3) 工芸理論、工芸実技(木工、竹工、金工、彫塑、繊維工芸等)</p> <p>(4) 図学(製図及び設計を含む)</p> <p>(5) 図案</p> <p>(6) 書道理論、書道実技</p> <p>(7) 工芸史、書道史</p> <p>2. 音楽科関係</p> <p>(1) 音楽理論</p> <p>(2) 音楽史</p> <p>(3) 声楽</p> <p>(4) 器楽</p> <p>(5) 作曲法</p> <p>3. 家庭科関係</p> <p>(1) 家政学</p> <p>(2) 食物学(調理学及び実技を含む)</p> <p>(3) 栄養学</p> <p>(4) 被服学、被服実技</p> <p>(5) 衣料学</p> <p>(6) 住居学</p>

(4) 社会教育(成人教育及び青少年指導)

(5) 図書館学

4. 教科教育法関係

(1) 教育方法論(学習指導論を含む)

(2) 教科教育法(教科心理学を含む)

国語科教育法、社会科教育法 数学科教育法

理科教育法、音楽科教育法 図画科教育法

工作科教育法 書道科教育法 保健科教育法

体育科教育法 家庭科教育法 職業科教育法

農業科教育法 工業科教育法 商業科教育法

水産科教育法 職業指導科教育法 外国語科教育法等

(3) 教材研究

国語科教材研究、社会科教材研究

算数科教材研究、理科教材研究

音楽科教材研究 図画工作科教材研究

家庭科教材研究 体育科教材研究

(4) 保育内容研究

(7) 家族関係

(8) 育児学

(9) 家庭看護学

4. 職業科関係

(1) 産業総論

(2) 農業に関する科目

(3) 工業に関する科目

(4) 商業に関する科目

(5) 水産に関する科目

5. 保健科及び体育科関係

(1) 体育原理

(2) 体育実技

(3) 体育管理

(4) 運動生理学

(5) 個人衛生学

(6) 公衆衛生学

(7) 学校保健管理

(8) 生理学

(9) 細菌学 免疫学

(10) 看護学、救急処置

6. 職業指導

(1) 職業指導原理、職業指導技術

(2) 職業分析

(3) 自己分析

	(4) 進学指導 (5) 就職あつ旋、補導 (6) 職業指導の組織及び運営 (7) 職業情報
--	---

備考

1. △印の学科目は小学校及び中学校の課程別に用意しなければならない。
2. ※印の学科目は一般教育科目に属する。
3. 上記の教職に關する専門科目の担当者は学生の教育觀察、参加及び実習の指導にも當る。
4. 大学の事情によつて、上記の学科目の一部を欠き又は別に必要な学科目を設けてもよい。
5. 心理学関係学科の内「職業指導」は、職業指導の教科に關する専門科目に移しても差支えない。
6. 大学の事情によつて、他の学部 of 教員が上記の学科目を担任するときは兼担とする。

別表2

区	分	一般教育	教科に関する 専門科目	教職に関する 専門科目	体育	外国語	自由選択	計
四年課程	中学校課程 { 甲	36	38	22	4	8	16	124
		36	24	22	4	8	30	124
	小学校課程	36	33	25	4	8	18	124
二年課程	中学校課程 { 甲	18	20	15	2	4	3	62
		18	15	15	2	4	8	62
	小学校課程	18	18	20	2	4	0	62

備考

1. 本表は教員養成学部としての基準を示すものでなるべくこれ以上の履修をさせることが望ましい。
2. この表で甲とは中学校における社会、理科、家庭及び職業の高等学校における社会、理科、家庭、農業、工業、商業、水産及び商船の教員となろうとする場合の課程乙とは中学校における国語、数学、音楽、図画、工作、保健、保健体育、職業指導及び外国語の高等学校における国語、数学、音楽、図画、工作、書道、保健、保健体育、職業指導及び外国語の教員となろうとする場合の課程をいう。
3. 一般教育の社会科学に関する科目中には日本国憲法2単位を含むものとする。
4. 二年課程の外国語はその一部又は全部を欠くことができる。